

答申第 634 号

平成 29 年 3 月 24 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会長職務代理者 交告 尚史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 28 年 7 月 28 日付けで諮問された特定中学校職員の公務旅行の旅費に係る
執行伺票兼支出命令票等一部非公開の件（諮問第 708 号）について、次のとおり
答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定中学校職員の公務旅行の旅費に係る執行伺票兼支出命令票等に関する文書のうち、一部非公開とした特定中学校職員への公務旅行の旅費の支払額は公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、神奈川県教育委員会に対して、平成28年5月17日付けで、特定中学校職員の公務旅行の旅費に係る執行伺票兼支出命令票等について、また、同月26日付けで、前記中学校とは別の特定中学校職員の公務旅行の旅費に係る執行伺票兼支出命令票等（以下合わせて「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、神奈川県教育委員会は、平成28年5月20日及び同年6月3日付けで、本件行政文書に記載のある特定中学校職員への公務旅行の旅費の支払額のうち、個別の旅行者に支払われた金額が特定できるもの（以下「本件非公開情報」という。）については、個人に関する情報のため、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第5条第1号を理由に、また、特定中学校の口座情報のうち銀行名、支店名、口座種別及び口座番号については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号を理由に一部公開決定を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年6月30日付けで、神奈川県教育委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、前記一部公開決定のうち、条例第5条第1号を理由に非公開とした処分（以下「本件処分」という。）について取消しを求めるといふ趣旨の審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び当審査会での審査請求人の意見聴取における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件非公開情報は、費用弁償であって、所得に当たらないため個人情報に該当せず、また、旅行は公務であるから、その支払により当該公務の存在を他に

知られたとしても問題はない。

4 実施機関（教育局教育事務所）の説明要旨

弁明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件非公開情報は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員の私的な情報にあたるため、条例第5条第1号に該当するため非公開とした。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は審査請求人からの口頭意見及び実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(1) 条例第5条第1号本文該当性について

ア 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる旨規定している。

イ 実施機関の説明を踏まえると、本件非公開情報は、特定中学校職員の氏名とともに記載された公務旅行の旅費の支払額であることから、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されると認められるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(2) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

ア 審査請求人は、本件非公開情報は、費用弁償であつて、所得に当たらないため個人情報に該当せず、また、旅行は公務であるから、その支払により当該公務の存在を他に知られたとしても問題はない旨主張している。これは、本件非公開情報が、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると主張する趣旨であると解されるため、以下において検討する。

イ 条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」について

は、同号本文に該当するものであっても、公開する旨規定している。

ウ 当審査会が確認したところ、本件非公開情報は、公務旅行の費用弁償に係るものであることから、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の当該職務遂行の内容に係る情報であると認められる。よって、本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書ウに該当することから、公開すべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 8 月 8 日	○ 諮問受理
平成 29 年 1 月 20 日 (第 168 回部会)	○ 審議
2 月 1 日	○ 指名委員により審査請求人の意見及び実施機の職員から非公開等理由説明を聴取
2 月 24 日 (第 169 回部会)	○ 審議
3 月 17 日 (第 170 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	部会員
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
入江 直子	元神奈川大学教授	部会員
柿崎 環	明治大学教授	
交告 尚史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
西谷 剛	元國學院大學法科大学院教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 29 年 3 月 24 日現在) (五十音順)